

池田町生活改善 実践事項

私たちは、日常の集団生活の中で、つい見栄や虚栄に流されて、無意味で派手な行動や義理のやりとりをしてはいないでしょうか。

下記のとおり生活改善の実践を申し合わせていますので、一人ひとりはもちろんのこと、隣組など地域ぐるみで積極的に実践しましょう。

- ・この実践は親せきを除いて一般に共通することを定めたものです。
- ・地区、隣組など従前からの自主的に行っている事柄は、引き続き実行しましょう。
- ・入学・卒業祝、その他諸行事も、この生活改善の趣旨に沿って簡素に実践しましょう。

1. 病氣見舞等について

- ◎お見舞は、**1,000 円以内**とする。(原則として現金がよい)
- ◎快気祝いはしない。

2. 結婚祝い

- ◎一般者の祝儀は、**10,000 円以内**とし、会費制が望ましい。
なお、風呂敷、扇子はつけない。
- ◎引菓子、折詰料理、記念品は出さない。

3. 葬儀

- ◎香典は**2,000 円以内**とし、香典返しはしない。(お礼状を出す)
- ◎一般会葬者には酒肴は出さない。

4. 時間の厳守

- ◎すべての会合は時間を守り、他の人に迷惑を及ぼさないよう心がけること。

平成28年4月～平成31年3月

池田町生活改善実行委員会

見やすいところに掲示し、3年間保存してください